

「中小企業等協同組合法会計基準」改定の概要

I. 組合法改正と中小企業等協同組合法会計基準の改定

1. 改正組合法と組合法会計に関する諸規定

平成 18 年 5 月 1 日、新たに会社法が施行され、それに伴い商法に準拠規定を持つ中小企業等協同組合法も改正作業がなされ、平成 19 年 4 月 1 日に「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律」（以下、「改正組合法」といいます）が施行されました。

改正組合法では、会社法の株式会社の運営に準じた諸制度が導入され、中小企業等協同組合の会計及び決算に関しても新たな諸規定が設けられました。これまで中小企業等協同組合法では、特に会計処理等に関する諸規定を有していませんでしたが、改正組合法では、第 41 条第 1 項で、「組合は、主務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。」という規定が設けられ、同第 40 条第 2 項で、「組合は、主務省令で定めるところにより、各事業年度に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案（以下、「決算関係書類」という。）及び事業報告書を作成しなければならない。」という規定が設けられました。また、同第 57 条の 6 で「組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。」という包括的な規定が新たに折り込まれました。

これにあわせ、省令たる「中小企業等協同組合法施行規則」（以下、「中協法施行規則」といいます）も全面的な改正作業がなされ、平成 19 年 4 月 1 日に施行されました。改正中協法施行規則の組合法会計に関する諸規定は、「会社計算規則」をベースにして、そのほとんどが新設されたものです。

2. 中小企業等協同組合法会計基準の改定

中小企業等協同組合等の会計に関する規範として、昭和 27 年 10 月に「中小企業等協同組合経理基準」が制定されました。その後、商法、税法、組合法等の改正に伴い、その内容の一部改定が 6 回にわたってなされ、平成 13 年 11 月の 7 回目の改定で、表題も「中小企業等協同組合法会計基準」に変更されました。

今回、これまで会計処理等に関する諸規定を有しなかった中小企業等協同組合法が平成 19 年 4 月に改正された省令（中協法施行規則）にこれらの規定が明記されたことを受けて、新たに制定された省令規定に基づき、主に勘定科目、財務諸表の各様式、事業報告書様式の見直し等を中心に 8 回目の改定がなされました。これにより、中小企業等協同組合法会計基準の法的拘束力の性格が非常に強くなったと言えます。

今後は、これまでと異なり、中小企業等協同組合法を根拠法とする事業協同組合等の各種組合、中小企業団体の組織に関する法律を根拠法とする商工組合等の各種組合及び商店街振興組合法を根拠法とする商店街振興組合等の関係者は、各根拠法の省令に規定された会計処理等に関する規定を遵守する義務が生ずることに留意する必要があります。

実務面では、今回改定された「中小企業等協同組合法会計基準」（以下、組合法会計基準といいます）に基づき会計帳簿、決算関係書類等を作成することになります。

II. 資産・負債の評価基準の明示

資産、負債の評価基準、貸借対照表価額等について、改正組合法では、会社計算規則第 5 条（資産の評価）、第 6 条（負債の評価）と同じ内容の規定を、省令たる「中協法施行規則」に折込みました。

1. 資産の評価

資産の評価については、中協法施行規則第 103 条第 1 項で、会計帳簿にその取得価額を付さなければならないとし、取得原価主義を原則とすることが規定されました。

また、同第 2 項から第 6 項で、取得価額の例外が列挙されています。その概要は下記の通りですが、多くの組合で対応すべき項目としては①、④が該当します。

- ① 償却資産については相当の償却をしなければならない
- ② 有価証券、棚卸資産についての評価減の適用

- ③ 減損損失が認識される場合の減損損失の適用
- ④ 売掛債権等についての貸倒引当金の計上
- ⑤ 満期保有目的の債券についての償却原価法の適用容認
- ⑥ 棚卸資産等についての低価法の容認

2. 負債の評価

中協法施行規則第 104 条で、「負債については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない」と規定し、この例外として、将来の費用の発生に備えて計上すべき引当金としての退職給付引当金や、将来における収益の控除の発生に備えて計上すべき引当金としての返品調整引当金については、適正な見積による計上を認めています。

III. 決算関係書類の作成

これまで組合が作成しなければならない決算関係書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案）や事業報告書、監査報告書についての作成基準は、組合法、同施行規則では定めがなく、実務上は組合会計基準で対応してきました。

今回、改正組合法では、これら決算関係書類について具体的な規定が設けられました。

改正組合法第 40 条第 2 項で、「組合は、主務省令で定めるところにより、各事業年度に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案（以下、「決算関係書類」という）及び事業報告書を作成しなければならない。」と規定し、決算関係書類の範囲を明確にしたうえで、事業報告書とともにその作成を義務づけています。

中協法施行規則では、決算関係書類に関して、その区分、表示方法を定め、使用する勘定科目まで列挙されています。また、事業報告書の記載事項についても詳細な規定が設けられました。

今回、改訂された組合会計基準は、これら組合法及び中協法施行規則の規定を踏まえて、決算関係書類の様式及び事業報告書の記載方法を具体的かつ詳細に示していますので、実務上は組合会計基準を参考にすれば、法を遵守した決算関係書類等を作成することが出来ます。

1. 事業報告書の作成と留意点

事業報告書は、通常総会（通常総代会）において組合の事業年度内における事業活動等に関して組合員に報告する書類です。したがって、その内容は組合の事業活動の状況を的確に記載することが必要ですが、これまでは、具体的な記載内容等に関する規定が存せず、実務的には従前の組合会計基準の様式例に準拠して作成されてきました。

今回、改正組合法第 40 条第 2 項の規定で、事業報告書の作成が義務付けられた事に伴い、中協法施行規則で具体的な記載内容等が明文化されました。

中協法施行規則第 84 条では、事業報告書に記載しなければならない項目として、次の 3 つの項目をあげています。

- ① 組合の事業活動の概況に関する事項
- ② 組合の運営組織の状況に関する事項
- ③ その他組合の状況に関する重要な事項（決算関係書類の内容となる事項を除く。）

さらに中協法施行規則第 85 条、第 86 条で具体的な事項を列挙しています。実務上は、組合会計基準の事業報告書様式例（11 頁～ 13 頁）を参考に、該当しない事項は除き、逆に組合として記載すべき事項は追加して作成して下さい。

2. 財産目録の作成と留意点

財産目録は、まず資産の内容を示し、ついで負債の内容を示し、その差額を正味資産として表示するものです。従来から会社においては、財産目録はその計算書類等（決算関係書類と同義）に含められておりませんが、組合では必須の決算関係書類の一つです。

財産目録に付すべき価額については、中協法施行規則第 103 条（資産の評価）、第 104 条（負債の評価）によりますので、従来と同様に、取得原価基準をベースに作成します。

財産目録の区分・表示方法については、次のように中協法施行規則第 56 条で定められました。

- (1) 資産の部
- (2) 負債の部
- (3) 正味資産の部

財産目録の区分・表示を新旧対照で示しますと下記のようになります。財産目録に関しましては、「差引正味財産」が「正味資産」に改定された点を除けば、これまでと大きく変わった点はありません。

【従来の財産目録の区分・表示】		【改正後の財産目録の区分・表示】
(資産の部)		
I 流動資産		I 流動資産
II 固定資産		II 固定資産
1 有形固定資産		1 有形固定資産
2 無形固定資産		2 無形固定資産
3 その他の固定資産	→	3 外部出資その他の資産
III 繰延資産		III 繰延資産
(負債の部)		
I 流動負債		I 流動負債
II 固定負債		II 固定負債
差引正味財産	→	(正味資産の部)
		I 正味資産

また、これら資産の部又は負債の部の各項目に関しましては、中協法施行規則で「当該項目に係る資産または負債を示す適当な名称を付した項目に細分することができる」とし、実務上は組合理済基準の勘定科目、財産目録様式例（13 頁～ 16 頁）を参照して下さい。

組合の場合、持分払戻しの際の組合理済財産の評価は時価に基づき計算します。定款の持分払戻し規定が出資額限度の組合においても、時価評価による組合正味資産の価額が、上記の取得価額に基づき計算された組合正味資産財産を下回る場合（主に、土地の時価評価額が、取得価額以下になった場合）には、財産目録の脚注に時価評価額とその計算根拠等を表示する必要があります。組合理済基準の財産目録－脚注を参考にして下さい。（16 頁参照）

3. 貸借対照表の作成と留意点

貸借対照表は、継続的な会計帳簿の記録から誘導的に作成されるもので、一定の日時における組合の財政状態を明らかにする資産、負債、純資産の対照表です。

貸借対照表に記載される資産の価額は、財産目録と同様に、原則として当該資産の処分価額ではなくて取得価額に基づき計上され、その貸方は組合資本の調達源泉を示し、その借方はその資本の運用状況を示すもので、これが組合財政状態を表示すると言われるゆえんです。

貸借対照表を作成するに当たっては、企業会計原則に準拠しなければなりませんが、今回の中協法施行規則では貸借対照表の表示等に関する規定が詳細に設けられたことから、この規定を踏まえて作成することが要請されています。

中協法施行規則第 58 条で、「貸借対照表は、(1) 資産の部、(2) 負債の部、(3) 純資産の部に区分して表示しなければならない。」とし、この規定を受けて第 59 条（資産の部の区分）、第 60 条（負債の部の区分）、第 62 条（純資産の部の区分）が規定されています。

また、中協法施行規則第 58 条第 2 項で、「資産の部又は負債の部の各項目は、当該項目に係る資産又は負債を示す適当な名称を付さなければならない。」とし、具体的な項目（勘定科目）も中協法施行規則で規定されています。財産目録の作成と同様に、実務上は組合理済基準の勘定科目、貸借対照表様式例（17 頁～ 19 頁）を参照して下さい。

貸借対照表の区分・表示を新旧対照で示しますと下記のようになります。

【従来の貸借対照表の区分・表示】	【改正後の貸借対照表の区分・表示】
(資産の部)	(資産の部)
I 流動資産	I 流動資産
II 固定資産	II 固定資産
1 有形固定資産	1 有形固定資産
2 無形固定資産	2 無形固定資産
3 その他の固定資産	3 外部出資その他の資産
III 繰延資産	III 繰延資産
(負債の部)	(負債の部)
I 流動負債	I 流動負債
II 固定負債	II 固定負債
(資本の部)	(純資産の部)
I 資本金	I 組合員資本
II 資本準備金	II 評価・換算差額等
III 利益準備金	
IV 組合積立金	
V 剰余金	

貸借対照表の区分・表示は、従来の「資本の部」が「純資産の部」に変更され、その区分、表示が大きく変更されました。

【従来の（資本の部）の区分・表示】		【改正後の（純資産の部）の区分・表示】	
（資本の部）		（純資産の部）	
I 資本金		I 組合員資本	
出資金	××××	I 出資金	××××
未払込出資金	<u>△××××</u>	II 未払込出資金	<u>△××××</u>
資本金計	××××	出資金計	××××
II 資本準備金		III 資本剰余金	
加入金	×××	1 資本準備金	×××
増口金	<u>×××</u>	(1) 加入金	×××
資本準備金計	×××	(2) 増口金	<u>×××</u>
		資本準備金計	×××
III 利益準備金		2 その他資本剰余金	
		(1) 出資金減少差益	×××
IV 組合積立金		IV 利益剰余金	
特別積立金	×××	1 利益準備金	×××
〇〇積立金	<u>×××</u>	2 その他利益剰余金	
組合積立金計	×××	(1) 教育情報費用繰越金	×××
		(2) 組合積立金	
V 剰余金（又は欠損金）		① 特別積立金	×××
当期末処分利益（又は当期末処理損失）		② 〇周年記念事業積立金	×××
前期繰越利益	×××	③ 役員退職給与積立金	<u>×××</u>
当期利益	<u>×××</u>	組合積立金計	×××
当期末処分利益計	×××	(3) 当期末処分剰余金（又は当期末処理損失）	
剰余金計	<u>×××</u>	当期純利益金額	×××
資本合計	<u>×××</u>	前期繰越剰余金	<u>×××</u>
		当期末処分剰余金	×××
		利益剰余金計	×××
		II 評価・換算差額等	
		1 その他有価証券評価差額金	
		2 その他評価・換算差額等	×××
		(1) 脱退者持分払戻勘定	<u>×××</u>
		評価・換算差額等計	×××
		純資産合計	×××

貸借対照表の作成に当たっては、年度末に脱退する組合員がある場合には、当該出資金を未払金に振替計上し、期末出資金に対する出資口数を事業報告書の期末の出資口数に合致させなければなりません。未払込出資金のない組合は、払込出資金、未払込出資金の表示をせず、出資金のみの表示で差し支えありません。

脱退者持分の払戻しに際し生じた出資金の減資差益は、従来は資本準備金の区分に「減資差益」として計上されていましたが、今後は、資本剰余金－その他資本剰余金の区分に「出資金減少差益」として計上表示することになります。

これまで、「教育情報費用繰越金」は、剰余金処分確定時に積立てられ、その年度の期末には教育情報費用繰越金戻入勘定に振り替えられますので期末には残高がなくなり、決算貸借対照表には記載計上されることはありませんでした。期中に作成される残高試算表等では、負債の部に計上されてきました。

しかし、従来から、教育情報費用繰越金の性格に関しては、資本に属する性格を有するとの見方もあ

り、今回の改正で「純資産の部」の「その他利益剰余金」に区分されることとなりました。それ故、その取崩に関しましては、従来の様に期末に全額戻入をする必要もなくなり、当事業年度で発生した教育情報事業費との関連で取り崩すことになります。

また、会社計算規則で「評価・換算差額等」の区分が設けられたことにより、中協法施行規則でも、同様の「評価・換算差額等」の区分が新設されました。この区分は土地、その他有価証券に時価を付す場合に使用されるものですので、ほとんどの組合でこの区分が使用されることはないと思われます。

また、この区分の脱退者持分払戻勘定は、組合員に対する持分払戻しの定款規定が「全額払戻」である場合、土地評価益を加算して算出された持分払戻額のうち、出資金の部分を超える額が、純資産中の資本剰余金、利益剰余金の合計額を超える場合に生じる差額をこの勘定で処理することになります。

4. 損益計算書の作成と留意点

損益計算書は、一事業年度の損益をその発生源泉別に収益と費用を対応して示し、組合の経営成績を表示しようとするものであるが、単に経営成績を明らかにするにとどまらず、将来の経費節約、収益の増加を図る参考指針として重要であるばかりでなく、利害関係人にとっては、組合の損益状況及びその趨勢を観察するための書類であると、組合会計基準では述べています。

損益計算書を作成するに当たっては、企業会計原則に準拠しなければなりません。今回の中協法施行規則では損益計算書の表示等に関する規定が設けられたことから、この規定を踏まえて作成することが要請されています。さらに、組合会計では、剰余金の配当としての事業利用分量配当との関係で、事業別損益計算書を作成する必要があります。この事業別損益計算書を作成する場合、付属的な計算書類として「費用配賦表」を作成しますが、費用配賦表に関しましては、中協法施行規則で別段の規定がありませんので、従来通りの方法で作成して下さい。

また、製造原価の内容を記載する報告書としての「製造原価報告書」に関しても、中協法施行規則では別段の規定がありませんので、従来通りの方法で作成して下さい。

今回の改正では、会社計算規則の規定に準じて、利益又は損失を5段階に分けて表示することが規定されました。

①事業収益の部＋賦課金等収入の部－事業費用の部＝事業総利益金額（事業総損失金額）

②事業総利益金額（事業総損失金額）－一般管理費の部＝事業利益金額（事業損失金額）

③事業利益金額（事業損失金額）＋事業外収益の部－事業外費用の部
＝経常利益金額（経常損失金額）

④経常利益金額（経常損失金額）＋特別利益の部－特別損失の部
＝税引前当期純利益金額（税引前当期純損失金額）

⑤税引前当期純利益金額（税引前当期純損失金額）－税等
＝当期純利益金額（当期純損失金額）

損益計算書の区分・表示を新旧対照で示しますと下記のようになります。

【従来の損益計算書の区分・表示】	【改正後の損益計算書の区分・表示】
(経常損益の部)	
I 事業収益	I 事業収益の部
II 事業費	II 賦課金等収入の部
III 賦課金等収入	III 事業費用の部
	事業総利益金額
IV 一般管理費	IV 一般管理費の部
	1 人件費
	2 業務費
	3 諸税負担金
	事業利益金額
V 事業外収益	V 事業外収益の部
VI 事業外費用	VI 事業外費用の部
経常利益	経常利益金額
(特別損益の部)	
VII 特別利益	VII 特別利益の部
	VIII 特別損失の部
	税引前当期純利益金額
VIII 特別損失	IX 税 等
法人税等充当額	法人税等
当期利益	当期純利益金額

5. 剰余金処分案又は損失処理案の作成と留意点

平成 18 年 5 月 1 日、新会社法の施行に伴い、会社の計算書類から「利益処分（損失処理）案」が廃止され、新たに「株主資本等変動計算書」が作成されることになりました。しかし、改正組合法では、会社とは異なり、従来通り、決算関係書類として、「剰余金処分（損失処理）案」の作成が必ず必要です。

(1) 剰余金処分案の作成と留意点（剰余金処分案様式例については 22 頁～ 23 頁参照）

剰余金の処分に関して、改正組合法第 58 条では次の様に定めています。

- ① 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の 10 分の 1 以上を準備金として積み立てなければならない。⇒法定利益準備金
前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の 2 分の 1 を下ってはならない。
第 1 項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。
- ② 教育情報事業を行う組合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の 20 分の 1 以上を翌事業年度に繰越さなければならない。⇒教育情報費用繰越金
※但し、出資商工組合、企業組合、協業組合の場合は、教育情報費用繰越金の処分はできない。

このほか、組合の定款では毎事業年度の剰余金の 10 分の 1 以上を特別積立金として積み立てる旨の規定が設けられているはずです。特別積立金は、上記の準備金とは異なり、定款で積立限度額が定められていない場合は、常に毎事業年度の剰余金の 10 分の 1 以上を特別積立金として積み立てる必要がありますので特に注意が必要です。

毎事業年度の剰余金の金額が僅少の場合、これら法定利益準備金、教育情報費用繰越金、特別積立金の処分を行わずに、その金額を次期に繰越す剰余金処分案は、組合法及び定款の規定に違反した剰余金処分案になりますので、この点に関しても注意して下さい。

※ 毎事業年度の剰余金とは、原則として剰余金処分案の「当期純利益金額」のことですが、前期繰越損失がある場合には、それをてん補した後、なお残余がある場合に、その残余の金額を基に積立及び

繰越をおこないます。前期繰越損失が当期純利益金額を上回っている場合（当期末処理損失金になる場合）は、積立及び繰越をする必要はありません。

剰余金の配当に関しては、改正組合法第 59 条において、次の通り定めています。

組合は、損失をてん補し、第 58 条第 1 項の準備金（法定利益準備金）及び同上第 4 項の繰越金（教育情報費用繰越金）を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。当然、組合の定款の規定では、これら準備金及び繰越金に加えて特別積立金も控除した後でなければ、配当をしてはならない旨を定めているはずですので、組合は当期純利益金額の 25% 相当額を内部留保した後でなければ組合員に対して出資配当をすることができません。また、剰余金の配当のうち、出資配当は、年 1 割を超えない範囲内という上限が組合法で定められています。

協同組合等における配当の形態には、上記の出資配当のほかに利用分量配当があります。利用分量配当とは、組合員が組合の事業を利用した分量に応じて行う配当のことで、組合員が経済事業の利用を通じて組合に支払った取扱手数料の割戻しの性格を有するところから、出資配当とは異なり、法人税法上、損金の額に算入されます。

※法人税法第 60 条の 2

協同組合等が各事業年度の決算の確定の時にその支出する旨を決議する次に掲げる金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

1. その組合員その他の構成員に対しその者が当該事業年度中に取り扱った物の数量、価額その他協同組合等の事業を利用した分量に応じて分配する金額

この利用分量配当を行うためには、その前提として事業別損益計算が行われていなければなりません。また、利用分量配当の対象となる利益は、員外利用分を排除した組合と組合員との経済事業に係る取引から生じた利益の範囲に限られます。

法人税基本通達 14 - 2 - 1 では、「固定資産の処分等による剰余金、自営事業を営む協同組合等の当該自営事業から生じた剰余金のように組合員その他構成員との取引に基づかない剰余金の分配は、これに該当しない」としておりますので、注意が必要です。

剰余金処分案の区分・表示を新旧対照で示しますと下記のようになります。

【従来の剰余金処分案の区分・表示】	【改正後の剰余金処分案の区分・表示】
I 当期末処分利益	I 当期末処分剰余金（又は当期末処理損失金）
当期利益（又は当期損失）	1 当期純利益金額（又は当期純利益金額）
特別積立金取崩	2 前期繰越剰余金（又は前期繰越損失金）
前期繰越利益（又は前期繰越損失）	II 組合積立金取崩額
	1 特別積立金取崩額
II 剰余金処分	III 剰余金処分額
利益準備金	1 利益準備金
特別積立金	2 教育情報費用繰越金
教育情報費用繰越金	3 組合積立金
	特別積立金
	〇〇周年記念事業積立金
	役員退職給与積立金
出資配当金	4 出資配当金
利用分量配当金	5 利用分量配当金
III 次期繰越利益	IV 次期繰越剰余金

剰余金処分案を作成しなければならないのは、中協法施行規則第 80 条第 2 項の規定では「当期末処分損益金額と組合積立金の取崩額の合計額が零を超える場合であって、かつ剰余金の処分がある場合」と定

められています。この場合、「組合積立金の取崩しを行わない場合」や「剰余金処分を行わない場合」も含まれるものと解釈されています。

それ故、これ以外の場合に、「損失処理案」を作成することになります。(23 頁～ 24 頁参照)

通常総会の決議によって積み立てた利益留保額である「〇〇周年記念事業積立金」、「役員退職給与積立金」、その他の任意積立金は、その目的が果たされた時、「〇〇周年記念事業積立金取崩」として損益計算書事業収益の部に計上表示され、「役員退職給与積立金取崩」は役員退職金の控除（減算）項目として処理されます。それ故、剰余金処分案の組合積立金取崩額として計上される積立金は、定款で定めた積立限度額を超える部分の特別積立金が該当します。

定款の持分払戻し規定が出資額限度以外の組合、すなわち持分全部の払戻す方法及び簿価財産を限度として払戻す方法を採用している組合では、脱退者持分のうち出資金を上回る部分の金額は、従来、剰余金処分案で「脱退組合員持分払戻し」として剰余金処分に計上されていましたが、今回の組合法改正により、貸借対照表の純資産区分（評価・換算差額等）に計上表示されるため剰余金処分案では処理しないことになりました。

※脱退者の持分計算については中協法施行規則には別段の規定はありませんが、今回、組合会計基準で計算様式例（25 頁）が設けられましたので参照して下さい。

(2) 損失処理案の作成と留意点（損失処理案様式例については 23 頁～ 24 頁参照）

従来の組合会計基準では、「当期が未処理損失の場合は、損失処理案とする」としていましたが、今回の改訂で、当期が未処理損失の場合でも、組合積立金の取崩額が当期未処理損失金を上回る場合は、剰余金処分案となります。それ故、損失処理案は、次期繰越損益金がマイナス（次期繰越損失金）になる場合に作成されます。

損失処理案の区分・表示を新旧対照で示しますと下記のようになります。

【従来の損失処理案の区分・表示】	【改正後の損失処理案の区分・表示】
I 当期未処理損失 当期損失（又は当期利益） 前期繰越利益（又は前期繰越利益）	I 当期未処理損失金 1 当期純損失金額（又は当期純利益金額） 2 前期繰越損失金（又は前期繰越剰余金）
II 損失てん補取崩額 特別積立金	II 損失てん補取崩額 1 組合積立金取崩額 → 特別積立金取崩額 〇〇周年記念事業積立金取崩額 役員退職給与積立金取崩額
利益準備金 資本準備金	2 利益準備金取崩額 3 資本剰余金取崩額
III 次期繰越損失	III 次期繰越損失金

※当期未処理損失額が少なく、次期以降の利益で、てん補できる見込みのときは、次期以降へ繰越損失金として繰り越しても差し支えありません。

事業報告書様式例

(全組合共通、ただし、非出資商工組合では該当しない箇所を削除)

事 業 報 告 書
自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

I 事業活動の概況に関する事項

- 1 事業年度（末日）における主要な事業内容・当該事業年度における事業の経過及びその成果（組合及び組合員をめぐる経済・経営状況、当該事業年度における主要な事業の内容・経過及び成果を事業ごとに記載）
 - (1) 組合及び組合員をめぐる経済・経営状況
 - (2) 共同事業の実施状況
 - ①共同購買事業（事業内容と経過の概要、事業の成果を簡潔に記載）
 - ②〇〇事業（事業内容と経過の概要、事業の成果を簡潔に記載）
- 2 増資及び資金の借入れその他の資金調達状況（当該事業年度中に新たな資金調達を実施した場合に記載）

資 金 実 績 表

資金運用実績		資金調達実績	
1 固定資産投資	×××	1 増資	×××
2 借入金返済額	×××	2 借入金	×××
3 出資・利用分当金	××	3 当期純利益金額	××
4 〇〇〇	×××	4 減価償却費	×××
5 差引運転資金の増減	×××	5 〇〇〇	
資金運用合計	××××	資金調達合計	××××

- 3 設備投資の状況（当該事業年度中に設備投資を実施した場合に記載）
 - ①組合会館・組合事務所 各〇箇所
 - ②工場・倉庫 各〇箇所
 - ③駐車場 各〇箇所
- 4 業務提携等重要事項の概要（業務上の提携、子会社にする会社の株式又は持分の取得、事業全部又は一部の譲渡又は譲受け・合併・その他の組織再編成があった場合に、その状況を記載）
- 5 直前3事業年度の財産及び損益の状況（当該事業年度は含まない）

項 目	前 期	前前期	前前前期
資 産 合 計	×××	×××	×××
純 資 産 合 計	××	××	××
事業収益合計	×××	×××	×××
当期純利益金額	×	×	×

- 6 対処すべき重要な事項・組合の現況に関する重要な事項（組合が対処すべき課題等、組合の現状に関する状況の中で重要な事項がある場合に記載）

II 運営組織の状況に関する事項

- 1 総会の開催状況（当該事業年度中に開催した総会の状況（開催日時、出席組合員数、出席理事・監事数、出席方法、主な議案の議決状況等）を記載）
- 2 理事会の開催状況（当該事業年度中に開催した理事会の状況（開催日時、出席理事・監事数、出席方法、主な議案の議決状況等）を記載）
- 3 委員会・部会等の開催状況（当該事業年度中に開催した委員会・部会等の状況（開催日時、出席者数、主な議案等）を記載）
- 4 組合員数及び出資口数の増減

（1口金額〇〇〇円）

	前年度末	増 加	減 少	本年度末
組合員数	名	名	名	名
出資口数	口	口	口	口
出資総額	円	円	円	円

5 役員に関する事項

（1）役員の氏名及び職制上の地位及び担当

地 位	氏 名	担 当

- （2）兼務役員についての重要な事実（組合の役職以外に就いている外部会社等における役職、ただし員内役員については、組合にあっては組合員企業における役職、連合会にあっては会員組合における役職、所属員企業における役職を除く）

地 位	氏 名	兼務役員の状況（会社名と役職）

（3）辞任した役員の氏名

地 位	氏 名	退任月日・退任事由

6 職員の状況及び業務運営組織図

（1）職員の状況

	前期末	当期増加	当期減少	当期末
人 数	人	人	人	人
平 均 年 齢	歳	歳	歳	歳
平均勤続年数	年	年	年	年

（2）組織図

(3) 組合と協力関係にある組合員が構成する組織の概要

組織の名称	組織の目的と活動（事業）概要

7 施設の設置状況（主たる事務所、従たる事務所及び組合が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及び所在地等）

施設の名称	施設の概要	所在地

8 重要な子会社（子法人、関連会社）の状況（商号（名称）、代表者名、所在地、資本金額、当該子会社に対する組合の議決権比率、主な事業内容）

9 組合の運営組織の状況に関する重要な事項

Ⅲ その他組合の状況に関する重要な事項

財産目録様式例

財 産 目 録

平成 年 月 日

円（千円）

一 資産の部

I 流動資産

1 現金及び預金

(1) 現金	×××	
(2) 預金 ①当座預金 ○○口	×××	
②普通預金 ○○口	×××	
③定期預金 ○○口	×××	計 ×××

2 受取手形

(1) 約束手形 ○○通		×××
--------------	--	-----

3 売掛金

(1) 組合員売掛金 ○○口	×××	
(2) 外部売掛金 ○○口	×××	計 ×××

4 短期有価証券

(1) 売買目的有価証券 ○○株	×××	
(2) 満期保有目的有価証券 割引商工債券	×××	
(3) その他有価証券	×××	計 ×××

5 商品、製品、原材料等

(1) 商品 ○○品	×××	
(2) 貯蔵品 ○○品	×××	計 ×××

6	前渡金					
(1)	組合員前渡金	〇〇口		×××		
(2)	外部前渡金	〇〇口		×××		計 ×××
7	前払費用	借入利息未経過分				××
8	未収収益	貸付利息未収分				××
9	貸付金					
(1)	証書貸付金	〇〇口		×××		
(2)	手形貸付金	〇〇口		×××		
(3)	手形割引貸付金	〇〇口		×××		計 ×××
10	繰延税金資産					××
11	その他の短期資産					
(1)	立替金					××
(2)	仮払金			××		
(3)	未収賦課金	〇〇口		×××		
(4)	未収手数料	〇〇口		×××		
(5)	未収消費税等			×××		計 ×××
12	貸倒引当金					△×××
	流動資産計					××××
II 固定資産						
i	有形固定資産					
1	建物及び建物付属設備					
(1)	建物	取得価額	償却累計額	期末簿価		
①	事務所	×××	×××	×××		
②	工場	×××	×××	×××		計 ×××
(2)	建物付属設備	×××	×××			×××
2	構築物	×××	×××			×××
3	機械及び装置	×××	×××			×××
4	車両運搬具	×××	×××			×××
5	工具、器具及び備品	×××	×××			×××
6	土地 〇〇市〇〇町〇〇	事務所敷地				×××
7	建設仮勘定					×××
	有形固定資産計					××××
ii	無形固定資産	取得価額	償却累計額			
1	特許権	×××	×××			×××
2	借地権 〇〇市〇〇町〇〇	工場敷地				×××
3	商標権	×××	×××			×××
4	ソフトウェア					×××
5	電話加入権					×××
	無形固定資産計					××××
iii	外部出資その他の資産					
1	外部出資金					
(1)	商工中金出資金	〇〇口		×××		
(2)	〇〇連合会出資金	〇〇口		×××		計 ×××
2	長期保有有価証券					
(1)	満期保有目的有価証券 利付商工債券			×××		
(2)	その他有価証券			×××		計 ×××

3	差入保証金・敷金				×××
4	長期前払費用				
	(1) 未経過保険料		×××		
	(2) 未経過支払利息		×××		
	(3) 未経過賃貸料		×××	計	×××
5	長期繰延税金資産				×××
6	その他の資産				
	(1) 特定引当資産	〇〇預金	〇〇口		×××
7	貸倒引当金				△×××
	外部出資その他の資産計				<u>××××</u>
	固定資産計				××××

Ⅲ 繰延資産

1	創立費	総支出額	×××	償却累計額	×××	×××
2	開業費	総支出額	×××	償却累計額	×××	×××
3	施設負担金	総支出額	×××	償却累計額	×××	×××
	繰延資産計					<u>××××</u>
	資産合計					×××××

二 負債の部

Ⅰ 流動負債

1	支払手形					
	(1) 支払手形	〇〇事業	〇〇通			×××
2	買掛金					
	(1) 買掛金	〇〇事業	〇〇口			×××
3	前受金					
	(1) 組合員前受金	〇〇口		×××		
	(2) 前受〇〇金	〇〇口		<u>×××</u>	計	<u>×××</u>
4	転貸借入金					
	(1) 商工中金〇〇支店	〇〇口		×××		
	(2) 〇〇銀行〇〇支店	〇〇口		<u>×××</u>	計	×××
5	短期借入金					
	(1) 商工中金〇〇支店	〇〇口		×××		
	(2) 〇〇銀行〇〇支店	〇〇口		<u>×××</u>	計	×××
6	未払金					
	(1) 未払〇〇金			×××		
	(2) 未払配当金	利用分量配当金	〇〇口	×××		
	(3) 未払持分	〇年度分	〇〇口	<u>×××</u>	計	×××
7	預り金					
	(1) 組合員預り金	〇〇事業	〇〇口	×××		
	(2) 役職員預り金	源泉所得税	〇〇口	<u>×××</u>	計	×××
8	未払法人税等					×××
9	未払消費税等					×××
10	未払費用					
	(1) 未払〇〇料			×××		
	(2) 未払支払利息	借入金利子経過分		<u>×××</u>	計	×××
11	前受収益					
	(1) 前受貸付利息	貸付利息未経過分		×××		

(2) 前受手数料	〇〇手数料未経過分	×××	計	×××
12 仮受賦課金	教育情報事業賦課金次期繰越事業分			×××
13 繰延税金負債				×××
14 その他短期負債				<u>×××</u>
	流動負債計			××××

II 固定負債

1 長期借入金				
(1) 商工中金〇〇支店	〇〇事業	×××		
(2) 〇〇銀行〇〇支店	〇〇事業	<u>×××</u>	計	×××
2 都道府県等借入金	〇〇事業			×××
3 組合員長期借入金	〇〇事業			×××
4 長期未払金	〇〇事業			×××
5 長期繰延税金負債				×××
6 退職給与引当金				<u>×××</u>
	固定負債計			<u>××××</u>
	負債合計			<u>×××××</u>

三 正味資産の部

I 正味資産	<u>××××</u>
--------	-------------

(注)

- 1 時価評価による組合正味資産の価額は××××である。

なお、時価評価額の計算は、土地については固定資産税評価額倍率方式を採用し、建物等については簿価から過去の減価償却不足累計額を控除した額にした。

平成〇〇年度土地固定資産税評価額 ××××

土地時価相当額 ××××

(固定資産税評価額を時価の〇〇%程度とみて、固定資産税評価額を〇〇%で除して時価評価額に還元する方法を行った。)

※土地の時価評価の方法には、本例のほか、相続税評価額や公示価額を基準とする方法、不動産鑑定士の鑑定による方法などがある。

平成〇〇年度建物等期末帳簿価額 ××××

減価償却不足累計額 ××××

差引建物等時価相当額 ××××

- 2 固定資産△△△の償却累計額の中には、次のものが含まれる。

減価償却累計額 ×××

減損損失累計額 ×××

圧縮記帳繰入額 ×××

- 3 土地の場合は土地の取得価額から控除した圧縮記帳繰入額 ××××

(作成上の留意事項)

(1) 財産目録は、貸借対照表と同一科目を使用すること。

(2) 単位の円表示に代えて¥マークを使用することができる。他の決算諸表についても同様である。

(3) 貸倒引当金は、個々の主たる勘定ごとに控除して示すことができる。

(4) 繰延税金資産及び繰延税金負債（長期を含む。）の科目については、税効果会計を適用した場合に使用する（貸借対照表において同じ）。

貸借対照表様式例

貸 借 対 照 表

平成 年 月 日

円 (千円)

(一 資産の部)

I 流動資産

1	現金及び預金	×××
2	受取手形	×××
3	売掛金	×××
4	短期有価証券	×××
5	商品、製品、原材料等	×××
6	前渡金	×××
7	前払費用	×××
8	未収収益	×××
9	貸付金	×××
10	繰延税金資産	×××
11	その他の短期資産	×××
12	貸倒引当金	△×××
	流動資産計	××××

II 固定資産

i 有形固定資産

1	建物及び建物附属設備	×××
2	構築物	×××
3	機械及び装置	×××
4	車輛運搬具	×××
5	工具、器具及び備品	×××
6	土地	×××
7	建設仮勘定	×××
	有形固定資産計	××××

ii 無形固定資産

1	特許権	×××
2	借地権	×××
3	商標権	×××
4	ソフトウェア	×××
5	電話加入権	×××
6	その他の無形固定資産	×××
	無形固定資産計	××××

iii 外部出資その他の資産

1	外部出資金	×××
2	長期保有有価証券	×××
3	差入保証金・敷金	×××
4	長期前払費用	×××
5	長期繰延税金資産	×××
6	その他の資産	×××
(1)	特定引当資産	×××
7	貸倒引当金	△×××
	外部出資その他の資産計	××××
	固定資産計	×××××

III 繰延資産

1	創立費	×××
2	開業費	×××

(二 負債の部)

I 流動負債

1	支払手形	×××
2	買掛金	×××
3	前受金	×××
4	転貸借入金	×××
5	短期借入金	×××
6	未払金	×××
7	預り金	×××
8	未払法人税等	×××
9	未払消費税等	×××
10	未払費用	×××
11	前受収益	×××
12	仮受賦課金	×××
13	繰延税金負債	×××
14	その他の短期負債	×××
	流動負債計	××××

II 固定負債

1	長期借入金	×××
2	都道府県等借入金	×××
3	組合員長期借入金	×××
4	長期未払金	×××
5	長期繰延税金負債	×××
6	退職給与引当金	×××
	固定負債計	××××

負債合計 ×××××

(三 純資産の部)

I 組合員資本

i	出資金	
ii	未払込出資金	△×××
	出資金計	××××
iii	資本剰余金	
1	資本準備金	
(1)	加入金	×××
(2)	増口金	×××
	資本準備金計	××××
2	その他資本剰余金	
(1)	出資金減少差益	×××
	資本剰余金計	××××
iv	利益剰余金	
1	利益準備金	×××
2	その他利益剰余金	
(1)	教育情報費用繰越金	×××
(2)	組合積立金	
①	特別積立金	×××
②	〇周年記念事業積立金	×××

3 施設負担金	×××	③役員退職給与積立金	×××
繰延資産計	××××	組合積立金計	××××
資産合計	×××××	(3) 当期末処分剰余金	
		又は当期末処理損失金	
		当期純利益金額	×××
		又は当期純損失金額	(△×××
		前期繰越剰余金	×××
		又は前期繰越損失金	
		当期末処分剰余金	×××
		又は当期末処理損失金計	(△×××
		その他利益剰余金計	×××
		利益剰余金計	××××
		組合員資本計	××××
		II 評価・換算差額等	
		1 その他有価証券評価差額金	×××
		2 その他評価・換算差額等	
		(1) 脱退者持分払戻勘定	△×××
		評価・換算差額等計	×××
		純資産合計	××××
		負債及び純資産合計	×××××

(注)

1 重要な会計方針

- ①棚卸資産は、取得原価基準による最終原価法によった。
- ②満期保有目的債券は、償却原価法によった。
- ③その他有価証券は、期末時価で評価し評価差額を、純資産の部その他有価証券評価差額金へ全額資本直入した。繰延税金資産は回収可能性が乏しいため計上しない。
- ④固定資産の減価償却は、建物及び無形固定資産は定額法、建物付属設備・構築物・機械及び装置・自動車陸上運搬具・工具器具及び備品は定額法によっている。
- ⑤退職給与引当金は、職員の期末退職給与要支給額を計上している。
- ⑥長期請負工事については、工事進行基準を適用している。

2 貸借対照表

①受取手形割引高	××××円
②受取手形裏書譲渡高	××××円
③保証債務残高 ○○口	××××円
④担保提供資産価額 土地	××××円
建物	××××円
⑤有形固定資産減価償却累計額	××××円
⑥減損損失累計額 土地	××××円
⑦圧縮記帳処理額 土地	××××円
建物・設備	××××円

3 会計方針の変更

- ①商品については、従来○○法によっていたが、当期○○法に変更した。この変更により購買事業費は××××円増加（減少）した。
- ②機械及び装置については、従来○○法によっていたが、当期○○法に変更した。この変更により生産・加工事業費は、××××円増加（減少）した。

(作成上の留意事項)

- (1) 年度末に脱退する組員がある場合は、当該出資金を未払金に計上し、期末出資金に対する出資口数を事業報告書の期末の出資口数に合致させ、期末出資金について変更登記を行う必要がある。
- (2) 特定引当資産については、信託預金、定期預金等その資産の実在を示す科目をもって掲記し、引当資産である旨を脚注に表示することができる。
- (3) 減価償却費、減損損失について、間接法を採用している場合には、個々の有形固定資産の取得価額から控除する形式で表示する。

個々の有形固定資産の取得価額	×××
個々の有形固定資産の減価償却累計額	×××
個々の有形固定資産の減損損失累計額	×××
個々の有形固定資産の圧縮記帳繰入額	×××
- (4) 未払込出資金のない組合は、払込出資金、未払込出資金の表示をせずに、出資金のみの表示でよい。
- (5) 脚注事項は、できるだけその内容が明らかになるよう記載すること。
- (6) 財産目録の作成上の留意事項も参照のこと。
- (7) 本様式は勘定式であるが、報告式によることができる。

損益計算書様式例

事業別損益計算書を必要としない組合を対象にした様式例

損 益 計 算 書				
自	平成	年	月	日
至	平成	年	月	日
			円 (千円)	
(三 事業費用の部)			(一 事業収益の部)	
I 販売事業費用			I 販売事業収益	
1 売上原価			1 売上高	
(1) 期首棚卸高	××		(1) 外部売上高	××
(2) 当期仕入高	××		(2) 組員売上高	××
(3) 期末棚卸高	△××	××	(3) 受取手数料	××
2 販売費			2 その他販売収益	
(1) ○○○費	××		(1) 広告宣伝収入	××
(2) ○○○費	××	××	(2) 受取出品料	××
計		×××	計	×××
II 購買事業費用			II 購買事業収益	
1 売上原価			1 売上高	
(1) 期首棚卸高	××		(1) 組員売上高	××
(2) 当期仕入高	××		(2) 外部売上高	××
(3) 期末棚卸高	△××	××	(3) 受取手数料	××
2 購買費			2 その他購買収益	
(1) ○○○費	××		(1) ○○○収入	××
(2) ○○○費	××	××	(2) ○○○収入	××
計		×××	計	×××
III 金融事業費用			III 金融事業収益	
1 転貸支払利息	××	××	1 受取貸付利息	××
2 金融費			2 受取貸付手数料	××
(1) ○○○費	××		3 その他金融収益	
(2) ○○○費	××	××	(1) 受取保証料	××
計		××	(2) ○○○収入	××
IV 生産・加工事業費用			計	××
1 売上原価				

(1) 期首棚卸高	×	×	
(2) 当期製品製造原価	×	×	
(3) 期末棚卸高	△	×	×
2 生産・加工費			
(1) ○○○費	×	×	
(2) ○○○費	×	×	×
計			×
V 施設事業費用			
1 施設減価償却費		×	×
2 施設借入支払利息		×	×
3 施設費		×	×
計			×
VI 保管・運送事業費用			
1 保管費		×	×
2 運送費		×	×
計			×
VII 検査・試験・開発事業費用			
1 検査費		×	×
2 試験研究費		×	×
3 研究開発費		×	×
計			×
VIII 教育情報事業費用			
1 講習会費		×	×
2 視察費		×	×
3 情報提供費		×	×
計			×
IX 福利厚生事業費用			
1 親睦会費		×	×
2 慶弔費		×	×
計			×
X 保険業務代理・代行事業費用			
1 支払団体保険料		×	×
2 支払団体保険金		×	×
3 支払団体保険配当金		×	×
計			×
XI ○周年記念事業費			
1 記念式典費		×	×
2 記念出版物費		×	×
3 記念祝賀会費		×	×
計			×
XII 貸倒引当金繰入		×	×
事業費用合計		×	×
事業総利益金額		×	×
又は事業総損失金額		(△)	×

(四 一般管理費の部)

XIII 一般管理費			
1 人件費			
(1) 役員報酬	×	×	
(2) 職員給料	×	×	
(3) 福利厚生費	×	×	
(法定福利費、厚生費)			
(4) 退職金、退職金共済掛金			
	×	×	

IV 生産・加工事業収益			
1 売上高			
(1) 組合員売上高	×	×	
(2) 外部売上高	×	×	
(3) 受取手数料	×	×	×
2 その他生産・加工収益			
(1) 受取受注手数料	×	×	
(2) ○○○	×	×	×
計			×
V 施設事業収益			
1 受取施設利用料			×
2 施設負担金収入			×
3 減価償却負担金収入			×
4 利子負担金収入			×
計			×
VI 保管・運送事業収益			
1 受取保管料			×
2 受取運送料			×
計			×
VII 検査・試験・開発事業収入			
1 受取検査料			×
2 受取試験料			×
3 試験開発負担金収入			×
計			×
VIII 教育情報事業収益			
1 教育情報賦課金収入			×
2 仮受賦課金繰入・戻入			×
3 教育情報費用繰越金取崩			×
4 教育事業参加料収入			×
計			×
IX 福利厚生事業収益			
1 福利厚生事業参加料収入			×
X 保険業務代理・代行事業収益			
1 団体保険料収入			×
2 団体保険金収入			×
3 団体保険配当金収入			×
4 受取事務手数料			×
計			×
XI ○周年記念事業収入			
1 記念事業参加料収入			×
2 ○周年記念事業積立金取崩			×
3 記念事業雑収入			×
計			×
事業収益合計			×

(二 賦課金等収入の部)

XII 賦課金等収入			
1 賦課金収入（平等割）			×
2 賦課金収入（差等割）			×
3 特別賦課金等収入			×
4 参加料収入			×
5 負担金収入			×
賦課金等収入合計			×

(5)	退職給与引当金繰入	×	×		
(6)	退職給与引当金戻入	△	×	×	
(7)	役員退職金	×	×		
(8)	役員退職給与積立金取崩	△	×	×	×

2 業務費

(1) 教育研究費、研究開発費、新聞図書費	×	×		
(2) 旅費交通費、通信費	×	×		
(3) 会議費 (総会費、理事会費、部・委員会費、支部会議費)	×	×		
(4) 消耗品費、事務用品費、印刷費、器具備品費	×	×		
(5) 貸借料、支払家賃、支払保険料、 水道光熱費、修繕費、車両費、 コンピュータ関係費	×	×		
(6) 支払手数料、関係団体負担金、交際費、雑費	×	×		
(7) 減価償却費、借家権償却	×	×	×	×

3 諸税負担金

(1) 租税公課	×	×	
(2) 消費税等	×	×	×

一般管理費合計 ××××

事業利益金額又は事業損失金額 ×××
(△×××)

(六 事業外費用の部)

XIV 事業外費用

1	支払利息	×	×
2	手形売却損	×	×
3	為替差損	×	×
4	創立費償却	×	×
5	繰延消費税等償却	×	×
6	貸倒引当金繰入	×	×
7	貸倒損失	×	×
8	雑損失	×	×
9	寄付金	×	×
10	有価証券評価損	×	×
事業外費用合計		×	×

経常利益額又は経常損失金額 ×××
(△×××)

(八 特別損失の部)

XV 特別損失

1 固定資産売却損	×	×
2 固定資産除却損	×	×
3 固定資産圧縮損	×	×
4 災害損失	×	×

(五 事業外収益の部)

XIII 事業外収益

1 受取利息	×	×
2 受取外部出資配当金	×	×
3 為替差益	×	×
4 協賛金収入	×	×
5 加入手数料収入	×	×
6 事業経費補助金収入	×	×
7 過怠金収入	×	×
8 雑収入	×	×

事業外収益合計 ×××

(七 特別利益の部)

XIV 特別利益

1 固定資産売却益	×	×
2 補助金収入	×	×
3 貸倒引当金戻入	×	×
4 未払法人税等戻入	×	×
5 前期損益修正益	×	×
6 特別積立金取崩	×	×
7 その他特別利益	×	×

特別利益合計 ×××

5 前期損益修正損	××
6 減損損失	××
7 その他特別損失	<u>××</u>
特別損失合計	×××
税引前当期純利益金額 又は税引前当期純損失金額	×××
XVI 税等	
1 法人税等	××
2 法人税等調整額	<u>××</u>
計	××
当期純利益金額又は当期純損失金額	<u>×××</u>

(作業上の留意事項)

- (1) 事業別に費用収益を対応表示する場合に、事業の間接的な経費は、各事業ごとの費用として表示することが望ましいが、事業規模が小さく事業の間接的な経費を区分することが重要でない場合は、これらを一般管理費に含めて表示しても差し支えない。
- (2) 事業の間接的な経費を一般管理費に含めて処理している場合に、期末においてこれらを各事業費に振り替える場合に、各費目ごとに振替額を振り替える方法に代えて、一般管理費の区分に「事業費へ振替え」欄を設けて各費目を総括した表示を用いることができる。

4 事業費へ振替え

- (1) 販売費へ振替え △××
- (2) 購買費へ振替え △××
- (3) 金融費へ振替え △××
- (4) 生産・加工費へ振替え △××

なお、この場合の各事業費への振替額は、事業別損益計算書の作成に当たって用いる費用配賦表により算出される総合的な配賦額とは異なり、各費目から各事業費へ振り替えるものを合計して表示するものであるから、主要な項目を対象にして差し支えない。

- (5) 貸倒損失が発生した場合は、貸倒損失発生額を事業費又は事業外費用に計上し、貸倒引当金の戻入は行わない。貸倒引当金は期末に差額補充法により処理する。
- (6) 本様式は勘定式であるが、報告式によることができる。

剰余金処分案様式例

剰 余 金 処 分 案				
	自 平成	年	月	日
	至 平成	年	月	日
I 当期末処分剰余金（又は当期末処理損失金）				
1 当期純利益金額			××	
(又は当期純損失金額)			(△××)	
2 前期繰越剰余金			××	
(又は前期繰越損失金)			(△××)	
3 過年度税効果調整額			<u>××</u>	×××

円

Ⅱ 組合積立金取崩額			
1 特別積立金取崩額	××	×××	
Ⅲ 剰余金処分額			
1 利益準備金	××		
2 教育情報費用繰越金	××		
3 組合積立金			
特別積立金	××		
〇〇周年記念事業積立金	××		
役員退職給与積立金	<u>××</u>	×××	
4 出資配当金		××	
5 利用分量配当金			
共同購買事業配当金	××		
〇〇事業配当金	<u>××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>
Ⅳ 次期繰越剰余金			<u>×××</u>

(作成上の留意事項)

- (1) 利益準備金、教育情報費用繰越金、組合積立金のうちの特別積立金は、当期純利益金額（繰越損失がある場合にはこれをてん補した後の金額）をもとに計上すること。
- (2) 出資配当及び利用分量配当は上記処分を行った後に行うこと。
- (3) 出資商工組合、企業組合、協業組合は、教育情報費用繰越金の処分はない。
- (4) 脱退者への中協法第 20 条による持分払戻しがあるときは、別に、脱退者持分払戻計算書を作成する。
- (5) 税効果会計を適用する最初の事業年度において、過年度に発生した一時差異等（繰延税金資産と繰延税金負債の差額）を処理する場合には、過年度税効果調整額として、当期末処分剰余金に表示する。

損失処理案様式例

損 失 処 理 案			
自 平成 年 月 日			
至 平成 年 月 日			
円			
Ⅰ 当期末処理損失金			
1 当期純損失金額（又は当期純利益金額）	××		
2 前期繰越損失金（又は前期繰越剰余金）	<u>××</u>	×××	
Ⅱ 損失てん補取崩額			
1 組合積立金取崩額			
特別積立金取崩額	××		
〇〇周年記念事業積立金取崩額	××		
役員退職給与積立金取崩額	<u>××</u>	××	
2 利益準備金取崩額		××	
3 資本剰余金取崩額		××	<u>×××</u>
Ⅲ 次期繰越損失金			<u>××</u>

(作成上の留意事項)

- (1) 中協法 56 条による出資一口の金額の減少を行い生じた出資金減少差益（事業協同組合定款参考例 57 条の減資差益）及び、持分計算の結果出資金に満たない額を払い戻した時に生じる出資金減少差益（同定款参考例 14 条の減資差益）を、損失でてん補に充てるときは、資本剰余金取崩額に表示する。なお、資本剰余金取崩額は、資本準備金項目である加入金、増口金及びその他資本剰余金項目である出資金減少差益、その他の資本剰余金項目に区分して表示することができる。
- (2) 当期末処理損失額が少なく、次期以降の利益で、てん補できる見込みのときは、次期以降へ繰越損失金として繰越しても差し支えない。

監査報告書の様式例

監 査 報 告 書

中協法第 40 条第 5 項により、組合から受領した第〇期財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案（損失処理案）及び事業報告書を監査した。

1. 監査方法の概要

決算関係書類及び事業報告書の監査のため、会計に関する帳簿、書類を閲覧し、計算書類について検討を加え、必要な実査、立会、照合及び報告の聴取、理事会議事録の閲覧、重要な事業の経過報告の聴取その他通常とるべき必要な方法を用いて調査した。

2. 監査結果の意見

- (1) 財産目録、貸借対照表、損益計算書は、組合の財産及び損益の状況のすべての重要な点において適正に表示している。
- (2) 剰余金処分案（損失処理案）は法令及び定款に適合している。
- (3) 事業報告書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示している。

3. 追記情報（決算関係書類について記載すべき事項がある場合）

平成 年 月 日

〇 〇 組合
監事〇〇〇〇

(作成上の留意事項)

- (1) 監査権限限定組合（監事の監査の範囲が会計に関するものに限定されている組合）の監事は、事業報告書及び理事会議事録、重要な事業の経過報告に関する記載を削除し、下記例のように事業報告書を監査する権限のないことを監査報告書の前文に追加記載する。
「なお、当組合の監事は、定款第〇条（監事の職務）に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告書を監査する権限を有していない。」
- (2) 「2. 監査結果の意見」については (1) ～ (3) のほか、剰余金処分案（損失処理案）が組合の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であるとき、又は理事の職務の遂行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その旨を追加記載する。
- (3) 「3. 追記情報」は決算関係書類について記載すべき事項がある場合に設け、正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項であって、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項や決算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項を記載する。
- (4) 監査の日付は、特定理事に監査報告を通知した日を記載する。
- (5) 署名は、監事が複数いる場合には監事全員とする。
- (6) 「中小企業等協同組合法第 40 条第 5 項により」の部分の協業組合の場合は、「中小企業団体の組織に

関する法律第 5 条の 23 第 3 項において準用する中小企業等協同組合法第 40 条第 5 項により」と、商工組合（非出資商工組合を含む）の場合は、「中小企業団体の組織に関する法律第 47 条第 2 項において準用する中小企業等協同組合法第 40 条第 5 項により」と、商店街振興組合の場合は、「商店街振興組合法第 53 条第 5 項により」と書き換える。

脱退者持分払戻計算書様式例

脱 退 者 持 分 払 戻 計 算 書

平成 年 月 日

円

I 払戻持分の対象となる金額

- | | | |
|---|-------------------|---|
| 1 | 貸借対照表の出資金の部分 | A |
| | " の資本剰余金の部分 | B |
| | " の利益準備金の部分 | C |
| | " の組合積立金の部分 | D |
| | (教育情報費用繰越金を含む) | |
| | " の当期末処理分剰余金 | E |
| 2 | 剰余金処分による流出 | F |
| | (出資・利用分量配当等) | |
| 3 | 未払持分に振り替えた脱退者の出資金 | |
| 4 | 土地評価益 | G |
| 5 | 土地評価益に対する繰延税金負債 | H |
| | 払戻持分対象金額合計 | |

II 払戻持分 1 口の金額

- 1 対象出資口数（期末出資口数＋脱退者出資口数）
- 2 1 口の金額（払戻持分対象金額合計÷対象出資口数）

III 払戻持分 1 口の金額の内訳

- 1 出資金の部分 A
- 2 資本剰余金の部分 B
- 3 利益剰余金の部 C + D + E - F + G - H
- 4 みなし配当源泉税（利益剰余金の部分×20%）
- 1 口当たりの払戻額計

IV 脱退者持分払戻額

V 会計処理の方針

- 1 出資金の部分は、出資金勘定の減少で処理する。（規定なし）
- 2 資本剰余金の部分は、資本準備金又はその他資本剰余金勘定からの減少で処理する。（規定なし）
- 3 利益剰余金の部分は、利益剰余金の中の勘定科目からの減少で処理する。（規定なし）
- 4 出資金額より少ない額を払い戻した特に生じる差額は、出資金減少差益として処理する。（規定なし）
- 5 土地評価益を加算して算出した持分払戻額のうち、出資金の部分を超える額が、純資産中の資本剰余金、利益剰余金の合計額を超える場合に生じる差額は、脱退者持分払戻勘定で処理する。

（作成上の留意事項）

- (1) この様式は改算式持分計算法による持分全部を払い戻す定款規定の場合であるから、簿価財産限度の払戻しの定款規定の場合は、土地評価益の額及び土地評価益に対する繰延税金負債の額を除いて算出する。
- (2) 土地評価減の場合は、評価減の額を控除して算出する。
- (3) 出資金限度持分払戻しの定款規定の場合は、この計算書で算出した持分額が、出資金額より多いときは出資金額の払戻しを行い、出資金額より少ないときは、その出資金額より少ない持分額を払い戻す。